那覇市公告第　578 号
令　和　8 年　11 月 4 日

制限付き一般競争入札の実施について

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び那覇市契約規則第 4 条第 1 項の規定に基づき公告する。

那覇市長　知　念　覚

1　入札に付する事項

(1)　業　　務　　名　首里城正殿復元の機運醸成及び首里周遊促進事業龍潭ライトアップ警備業務委託

(2)　履 行 内 容　　龍潭ライトアップ警備業務委託仕様書を参照すること

(3)　契 約 予 定 日　　令和 8（2026）年 11 月中旬（予定）

(4)　履 行 期 間　　契約の締結日から令和 9（2027）年 2 月 28 日まで

(5)　最 低 制 限 価 格　　設定あり（なお、最低制限価格は公表しない）

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たす者を、入札参加資格を有する者とする。

(1)　那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第 5 条第 1 項の名簿に登録されている者であること。

(2)　警備業法第 2 条第 1 項第 1 号（施設警備）、第 2 号（雑踏警備・交通誘導）に定める業務を行う業者であること。

(3)　令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

(4)　沖縄県内に本店があること。

(5)　本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。

(6)　警備業務にあっては沖縄県公安委員会の認定を受けていること。

(7)　那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

(8)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を得て有資格者として

認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認定の決定が確定された者を除く。)

(9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の３カ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(8)に該当するものを除く。)

(10) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(11) 過去２年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないこと。

3 入札説明書等の公開場所

入札説明書、仕様書等は、那覇市公式ホームページで公開する。

那覇市公式ホームページ http://www.city.naha.okinawa.jp/

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時　令和８（2026）年 11月16日(月) 午前10時

(2) 場所　那覇市役所７階 701A会議室（那覇市泉崎１丁目１番１号）

5 入札保証金に関する事項

「２ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(11)に該当する者は、那覇市契約規則第８条第１項第３号の規定により納付を免除する。

6 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札

(3) 同一事項について、２通以上の入札書が提出された入札

(4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が２人以上の者の代理をしてなした入札

(5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(6) 入札保証金の納付を要する入札において、所定の入札保証金を納付しない者がした入札

(7) 入札金額を訂正した入札

(8) 入札書に記名押印(代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印)のない、又は重要な記載事項について判読できない入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

7　その他入札に関し必要な事項

(1)　申請手続き

龍潭ライトアップ警備業務委託入札説明書を参照のうえ、入札参加資格確認申請書等の提出書類を、事務局へ持参又は郵送（書留郵便により提出期限までに必着のこと。）により提出すること。提出期限は、令和8（2026）年11月11日(水) 午後2時までとする。

(2)　事務局

〒900-8585　那覇市泉崎1丁目1番1号　那覇市役所6階　経済観光部観光課　担当：新城・與那覇
E-mail：K-KAN001@city.naha.lg.jp　　電話：(098)862-3276　　FAX：(098)862-1580